

知財ライセンス業務における生成AI・AIエージェント 活用の現状と課題

エグゼクティブサマリー

アップロード論説は、知財ライセンス業務（案件探索、特許・契約デューデリ、ドラフティング、交渉、ロイヤリティ管理、SEP/FRAND対応、紛争予防）において、生成AI（LLM）とAIエージェントが「検索・要約」段階から「プロセス実行（Draft→レビュー→修正→承認）」へ移行しつつある、という“転換点”を強調している。[leciteurn0file0](#)

一方で、法務・知財の業務特性（機密性、根拠の厳密性、責任帰属、監査可能性）ゆえに、**誤り（ハルシネーション）と秘密情報・特権（privilege）喪失**が、単なる品質問題ではなく「権利の消滅・不利な証拠化」につながり得る点が、制度・判例面から明確になってきた。

米国では、生成AI利用に関する“事故（誤引用・虚偽引用）”が裁判手続上の制裁として可視化され、さらに「公開AIへの入力は秘密保持・特権を壊し得る」ことを正面から扱う裁判例が出ている。たとえば、ChatGPT利用を通じた情報開示がDTSA上の「合理的秘匿措置」欠如を根拠に営業秘密性を否定され得ること（Trinidad）、公開AI（Claude）とのやり取りが**弁護士秘匿特権・ワークプロダクトの保護を受けないと判断されたこと**（Heppner）が象徴的である。¹

また、実務ツール（RAG型リーガルAI）であっても誤りが一定割合で残ることが、学術側評価として示されている（Lexis+ AIやWestlaw AI-Assisted Research等）。²

日本では、**推進法制（AI法）と、事業者ガイドライン（Living Document）、契約ガイドライン／契約チェックリスト**、さらに最新の**民事責任解釈ガイド（2026年4月）**といった“実装促進型の道具立て”が整備されつつある。³

しかし、公式文書自身が「国内のAI開発・活用は遅れている」と述べ、⁴ また、責任判断の予見可能性を阻む要因として「裁判例の蓄積や統一の見解が乏しい」ことを明示している。⁵

日本が“遅れて見える”核心は、技術力の単純比較ではなく、**(a) データ・契約・監査の実務基盤（現場の運用コスト）と、(b) 国際取引・国際訴訟を見据えたリスク配分（特に秘密情報・特権・SEP交渉）の制度設計**が、米国の「判例で強制的に学習が進む構造」と違うことにある。

本レポートは、上記の現状認識を踏まえ、日本の知財ライセンス領域で「生成AI/AIエージェントを安全に前進させる」ための具体策を、政策（制度・標準化）と実務（条項・ワークフロー・リスク移転）の両面から提案する。

論説から抽出される主要論点とエビデンス

アップロード論説が示す骨格は大きく三つに整理できる。第一に、知財ライセンス業務での生成AI活用は、契約ドラフトやレビューのような“テキスト処理”だけでなく、特許・標準・競合のデータを横断する“意思決定支援（調査→評価→交渉材料化）”へ広がるという点である。[leciteurn0file0](#)

第二に、単発の生成AI利用から、タスク分解・ツール連携・再実行を伴うAIエージェント（例：契約条項抽出→差分修正案作成→社内ルール適合チェック→承認フロー起票）へ移ることで、**業務時間の大幅削減が謳われている一方、誤りが「プロセスを通じて拡散・固定化」し得る点を課題として挙げる。**

[leciteurn0file0](#)

第三に、課題の中心は「性能」だけでなく、**機密・権利・責任の構造**にあるとし、(1) ハルシネーション、(2)

機密漏えい・営業秘密性喪失、(3) ベンダー契約（入力・出力の帰属、学習利用、監査）、(4) 法規制対応、を“同列のボトルネック”として扱う。 [fileciteurn0file0](#)

この問題意識は、近年の一次資料で裏付けが強まっている。リーガル領域のRAG型ツールでも誤りが残ることは、Stanford Human-Centered Artificial Intelligence / Stanford Regulation, Evaluation, and Governance Lab [6](#) の評価研究で、特定の法的質問セットに対する誤り（ハルシネーションや不完全回答）が確認されている。 [7](#) さらに、誤引用の提出が裁判所から制裁される事例（例：Mata v. Avianca）も周知化し、 [8](#) 同種の裁判例を収集するデータベースでは2026年4月時点で**1300件超**が識別されたと明記されている。 [9](#) つまり、論説が指摘する「品質問題が訴訟・権利・監査の問題に直結する」という構図は、実務外部環境として現実化している。

米国の実務・法制度・主要事例

米国の特徴は、知財・法務領域における生成AI活用が、(a) 倫理・プロ責任、(b) 訴訟・証拠、(c) 営業秘密、(d) SEP/FRAND、という複数の“強制力あるレイヤー”で規律されやすい点にある。

まず弁護士職務の観点では、American Bar Association [10](#) が2024年に公表したFormal Opinion 512で、生成AIを使う際の能力（competence）、機密保持（confidentiality）、依頼者への説明・同意（communication）、成果物確認（accuracy/verification）等の論点が整理され、**結果の無批判な依拠を戒める**方向が明確化された。 [11](#)

この“倫理・責任の可視化”は、知財ライセンス実務にも直結する。たとえば、ライセンス契約の要点抽出、非侵害・無効リスク、FRAND交渉の計算根拠などは、誤りが金額・権利範囲・解除条件に波及し、責任を免れない。

次に、裁判例が示す最重要の教訓は「公開AIは第三者」になり得る、という点である。Trinidad v. OpenAI では、原告がChatGPTを用いて“フレームワーク”を開発したと主張したが、裁判所はDTSAの営業秘密定義（合理的秘匿措置）に照らし、ChatGPT利用はOpenAIへの自発的共有を要し得ること、秘密保持義務のない者への開示は財産権を消尽させ得ること（Ruckelshaus v. Monsanto引用）等を理由に、営業秘密性を否定し請求を棄却した。 [12](#) これは、知財ライセンス交渉における「ノウハウの秘密管理」へ直結する。秘密情報をプロンプトとして入力するだけで、“合理的秘匿措置”を欠くと評価されるリスクが現実化したからである。

さらに United States v. Heppner では、公開AI（Claude）とのやり取りを記録した文書について、裁判所が「秘匿特権・ワークプロダクトの保護は及ばない」と判断した。Claudeは弁護士ではなく、やり取りは秘匿性を欠き（ベンダーのプライバシーポリシーにより入力・出力の収集、学習利用、第三者提供が想定される）、結果として合理的な秘密期待（reasonable expectation of confidentiality）が認められない、という理路である。 [13](#)

知財ライセンス交渉では、訴訟・仲裁・当局対応を見据えた“交渉メモ”や“評価資料”が多数生成されるため、公開AIに流した時点で「将来の開示リスク」を増大させる。

最後に、SEP/FRANDを含むライセンスの“計算・立証”領域では、判例と政策が交渉行動を規定してきた。たとえば、Microsoft v. Motorola（第9巡回）はRAND条件の判断枠組みに関わる重要判決として参照される。 [14](#)

また、Ericsson v. D-Link（連邦巡回）はSEP損害賠償・陪審指示・EMVR/アポーシオンメント等をめぐり、FRANDロイヤルティ算定に関する指針を示した（原審の一部を破棄・差戻し）。 [15](#) 行政側でもSEP救済をめぐる政策声明が議論・撤回され、U.S. Department of JusticeやNational Institute of Standards and Technology [16](#)、そしてUnited States Patent and Trademark Office [17](#) の連名声明の扱いを含め、交渉環境が変動している。 [18](#) AI/エージェントは、こうした「立証・説明を要する交渉」の効率化に強みを発揮し得るが、同時に、根拠の

追跡可能性（どの比較ライセンス・どの標準文書・どの必須性評価に依拠したか）を欠くと、交渉・訴訟で逆効果になる。

日本の実務・法制度・主要事例

日本側の動きは「推進+ガイドライン+契約実務支援」の三層で進んでいる。

法制度面では、内閣府の整理によれば、生成AIを含むAI技術は便益が大きい一方で「国内のAI開発・活用は遅れている」こと、リスク不安が広がっていることを背景に、2025年6月にAI法（人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律）が公布・一部施行され、同年9月に全面施行されたとされる。¹⁹

日本のAI法は、EU型の包括的な事前規制とは性格が異なり、基本的には推進枠組みとガバナンス整備（本部設置・基本計画等）に軸足がある点が特徴である。⁴

実務ガイドライン面では、総務省・経産省のAI事業者ガイドラインが“Living Document”として更新され、2026年3月には第1.2版がとりまとめられた。²⁰

同ガイドラインは、AIのバリューチェーン上の主体を「AI開発者・AI提供者・AI利用者」に整理し、各主体の取組（ガバナンス、リスク評価、透明性、説明可能性、セキュリティ等）を示す。²¹

知財ライセンス業務は多くの場合「AI利用者」に該当するが、外部ツールを組み込んだ社内システムを構築する場合は「提供者」的な責務も帯び得るため、主体横断の“責任のバトンリレー”を前提とした設計が重要になる。²²

契約実務支援は、知財ライセンス領域に特に近い。経産省は、AI・データの契約ガイドライン（1.1版）を公表し、データ契約・AI契約における論点と条項例を整備している。²³

さらに、生成AIの普及を踏まえた「AIの利用・開発に関する契約チェックリスト」（2025年2月）は、インプット・アウトプットの取扱い、学習利用の可否、ログ保存、監査条項、規約改定対応等を実務者が確認できる形で提示した。²⁴

2026年4月の「AI利活用における民事責任の解釈適用に関する手引き」は、AI事故時の責任に関する裁判例の蓄積不足・見解の不統一が社会実装を躊躇させる一因であると明示し、想定事例に沿って責任判断の方向性を整理している。²⁵

これは、ライセンス契約における「表明保証・補償・責任制限・監査・ログ」設計を、より“説明可能”に作り直すための基盤となる。

知財行政側の生成AI活用としては、特許庁²⁶が「AI技術の活用に向けたアクション・プラン（令和7年度改定版）」で、先行技術調査、分類付与、商標調査等に加え、生成AIの特許行政事務・審査業務への適用検討を含む複数テーマを時系列計画として提示している。²⁷

行政が自ら“実証→導入”を進めることは、民間のユースケース形成にも波及し得るが、知財ライセンス実務は民間契約の領域であり、契約・監査・責任配分の成熟度が鍵になる。

専門職ガイダンスでは、日本弁理士会²⁸が2025年4月に「弁理士業務AI利活用ガイドライン」を公表し、生成AI成果物の正確性確認を弁理士責任として明確化し、同時に機密情報・漏えいへの注意を強調している。²⁹

また、AI等を用いた業務支援サービスと弁理士法上の論点（非弁行為等）に関する考察資料も公表され、ハルシネーションや機密漏えいを踏まえた監視の必要性が述べられている。³⁰

知財ライセンス業務は弁理士業務そのものではない場合も多いが、外部サービスの活用範囲・責任所在を整理する上で参照価値が高い。

最後に、標準必須特許（SEP）領域では、日本でも2014年のアップル対サムスン（知財高裁大合議）が重要な参照点である。FRAND宣言があるSEPについて、差止請求の濫用（abuse of right）や損害賠償の制約に関する枠組みが示された（英訳要旨）。³¹

この分野は、AIが「必須性評価・比較ライセンス抽出・ロイヤルティ算定」の補助をし得る一方、透明性・説明責任が特に厳しく、AI導入のガバナンス設計が不可欠である。

日米比較と日本の遅れを生む要因

日米比較の俯瞰表

観点	米国	日本	知財ライセンス業務への含意
ガバナンスの基本構造	州法・判例・職業倫理・訴訟実務が“事故”を通じて規律しやすい（公開AI入力の扱いも裁判で争点化）	推進法+Living Guideline+契約支援（チェックリスト等）で“事前に整える”設計	日本は「設計・運用」を自走する必要が大きい。失敗事例が制度学習に直結しにくい
ハルシネーションの外部圧力	裁判所制裁・データベース化で可視化。ツール評価研究も活発	可視化は進むが、裁判例蓄積は限定的と公式に認識	“検証・監査”を仕組み化しないと、品質課題が潜在化し続ける
秘密情報・営業秘密	公開AI入力がDTSAの「合理的秘匿措置」を欠く根拠になり得る（Trinidad）	営業秘密保護は不競法上の三要件（秘密管理性等）。指針が整備	どちらも結論は「秘密管理が核心」。ただ米国は“失敗すると訴訟で確定”しやすい
特権（privilege）	公開AIは第三者で秘匿性欠如→特権喪失のリスクが顕在（Heppner）	日本は米国型ディスカバリー/特権体系と異なるが、国際紛争では米 国判断が波及	国際案件は米国基準で運用設計（入力禁止、エンタープライズ利用、ログ）を置く必要
契約実務の道具	ベンダー契約はデータ権利条項が攻防点（調査により広範なデータ利用権が主張されがち）	契約ガイドライン/契約チェックリストが公的に整備	日本は公的テンプレを活用しやすい一方、知財ライセンス固有の条項集はまだ薄い
SEP/FRAND	連邦巡回・第9巡回など判例で算定枠組みが整理、政策声明も変動	2014大合議が基本枠組み。政府ガイドも整備が進む	AIで定量化が進むほど、根拠データの透明性・再現性の要求が高まる

（上表の根拠：米国のTrinidad/Heppner。^① 日本のAI法・契約チェックリスト・営業秘密指針。^② ツール評価研究。^⑦）

日本の遅れを生む要因の分解

日本の“遅れ”は、単にAIモデル性能や投資額の問題というより、知財ライセンス業務に固有の「データ・契約・監査・責任」の実装摩擦が大きいことに起因する。

第一に、規制・責任の予見可能性である。日本の最新の民事責任手引き自体が、AI事故の責任について「裁判例の蓄積や統一の見解が乏しく、責任の所在の不明瞭さが社会実装を躊躇させる一因」と述べ、予見可能性向上を狙って類型別整理を行っている。^⑤

これは裏返せば、企業がAIエージェントをライセンス交渉・契約運用に組み込む際、責任の“市場標準”が固まっておらず、各社が個別に設計・交渉しなければならないことを意味する。

第二に、データアクセスと秘密管理の摩擦である。営業秘密は、秘密管理性・有用性・非公知性の三要件を満たす必要がある（不競法）。³³

生成AIの活用は、契約データベース、ロイヤルティ実績、比較ライセンス、ノウハウメモ等の“最も秘匿すべき情報”を扱うため、入力・ログ・学習利用・外部保存のいずれかで秘密管理性が崩れる懸念がある。米国ではこの点が訴訟で顕在化し、秘密保持義務のない相手への開示が権利喪失につながり得ると明示された。

³⁴

日本企業は国際訴訟への感応度が高いほど、慎重になりやすい。

第三に、無形資産・知財を“投資・活用”として回す市場構造の違いである。知的財産推進計画2025の概要資料では、日本市場における時価総額に占める無形資産の比率が米国市場より低い旨が示されている。³⁵ 無形資産の価値化が相対的に遅いと、ライセンス業務の高度化（データ整備、CLM、監査、専門人材）への投資が後回しになり、結果としてAI導入の前提条件（契約データの構造化、条項タグ付け、ログ基盤、権限管理）が整いにくい。

第四に、専門職ガイダンスの非対称性である。米国はABA意見等で“守るべき義務”が明確化し、裁判例で違反が露出する。³⁶

日本でも弁理士会ガイドラインが整備されているが、²⁹ 企業内知財・法務が“ライセンス実務として使う”ための、条項テンプレ・評価手順・監査証跡の標準化は、まだ発展途上である（これは政策提言で埋められる余地が大きい）。

日本向け提言: 政策パッケージと実務実装ロードマップ

基本方針

日本が知財ライセンス業務で生成AI・AIエージェントを前進させるには、「導入可否」ではなく、**安全に速く回す“設計図”**を先に作る必要がある。公的には、AI事業者ガイドライン（第1.2版）と契約チェックリストで“骨組み”は揃った。³⁷

次の焦点は、知財ライセンス固有の論点（ノウハウ秘匿、比較ライセンス、FRAND算定、監査、ロイヤルティ報告、輸出管理、共同研究成果の帰属）を、**条項テンプレ+ワークフロー+監査証跡**として標準化することである。

推奨アクションプラン

期間	優先施策（実務）	優先施策（政策・業界）	成果物（監査可能な形）
短期	「入力禁止情報」分類、ホワイトリスト型AI利用、Human-in-the-loop（必須検証点：根拠条文/判例/比較ライセンス）を制定	業界団体（知財協会・標準化団体等）で“知財ライセンス×生成AI”の最小統一テンプレ（条項集・評価チェックリスト）を策定	AI利用規程、承認フロー、ログ要件、検証チェックシート
中期	契約データの構造化（条項タグ・変数化）、RAGを社内CLM/特許DBに接続、AIエージェントは「起案まで」に限定して運用	経産省の契約チェックリストを補完する“知財ライセンス特化版（別冊）”を官民で作成（SEP/FRAND、共同研究、ノウハウ）	監査証跡（プロンプト・参照文書・モデル版・変更差分）、条項ライブラリ
長期	契約運用（ロイヤルティ・監査・更新）をエージェントで半自動化し、例外対応に人を集中。対外交渉支援は「非拘束的提案」に留める	AISI/IPA等で「機密処理・ログ・学習不使用」等の認証スキームを整備し、調達要件に組み込み	認証済AI調達基準、第三者監査、保険・補償の標準

(公的枠組みの根拠：AI事業者ガイドライン第1.2版。³⁸ 契約チェックリスト。³⁹ 民事責任手引き。⁴⁰)

ステークホルダー・フロー図

flowchart LR

```
A[事業部・技術部] --> B[知財/法務: 交渉方針・リスク許容]
B --> C[データ分類: 機密/営業秘密/個人情報/第三者情報]
C --> D[AIオーケストレータ]
D --> E[社内RAG: 契約DB・条項集・特許/標準資料]
D --> F[LLM/エージェント: 起案・要約・論点抽出]
F --> G[Human-in-the-loop: 検証/根拠付け/修正]
G --> H[承認: 権限者/外部弁護士・弁理士]
H --> I[締結・CLM登録]
I --> J[ロイヤルティ/監査/更新: 例外は人が判断]
I --> K[証跡保全: プロンプト・参照・差分・モデル版]
```

(フロー設計の“なぜ”：公開AIが第三者となり得て秘密・特権が崩れるという米国判例上の論理。⁴¹ および日本の契約チェックリストがログ・監査条項等を論点化している点。³⁹)

ロードマップのタイムライン

gantt

title 知財ライセンス業務×生成AI 導入ロードマップ

dateFormat YYYY-MM-DD

axisFormat %Y-%m

section 短期: 統制の最小セット

利用規程・入力禁止情報の定義 :a1, 2026-04-15, 60d

ベンダー選定(学習不使用/ログ/監査) :a2, 2026-05-01, 90d

検証チェックシート運用開始 :a3, 2026-06-01, 90d

section 中期: データ基盤化と限定エージェント

契約条項のタグ付け・条項庫整備 :b1, 2026-07-01, 180d

RAG連携(契約DB/特許DB/標準資料) :b2, 2026-09-01, 240d

エージェント運用(起案まで) :b3, 2026-10-01, 240d

section 長期: 運用自動化と外部標準

ロイヤルティ管理・監査支援の自動化 :c1, 2027-07-01, 365d

業界テンプレ/認証/保険スキーム整備 :c2, 2027-01-01, 730d

実務で使えるモデル条項テンプレート

以下は「知財ライセンス業務で生成AI/AIエージェントを使う」ことを前提に、契約側で摩擦が出やすい箇所をパターン化した条項例である（実際の採用には個別案件・準拠法・相手方体制に合わせた調整が必要）。

AI利用の許容範囲と“拘束力の留保”条項（ライセンス契約向け）

（生成AI等の利用）

1. 各当事者は、本契約の交渉、作成、履行管理に関連して生成AI又はAIエージェント（以下「AI等」という。）を利用できる。
2. 当事者は、AI等に対し、相手方の秘密情報、営業秘密、個人データ、又は第三者の秘密情報を入力してはならない。ただし、(i) 当該AI等が当事者の管理環境下で稼働し、(ii) 入力・出力が学習その他の目的で利用されず、(iii) 入力・出力が第三者提供されないことが、当該AI等の提供者との契約により担保される場合はこの限りでない。
3. AI等の出力は参考情報であり、当該出力のみをもって当事者の法的意思表示、承諾、権利放棄、又は義務負担は成立しない。法的拘束力を生じさせる行為は、当事者の権限者による承認及び署名（又は電子署名）を要する。

（条項趣旨の根拠：公開AI入力機が秘密性を害し得ることがDTSA事件で明示。³⁴ 契約チェックリストがインプット・ログ・監査等を論点化。³⁹）

“学習利用禁止+ログ・監査”条項（AIベンダー調達／法務向けSaaS契約）

（データ利用制限）

1. 受託者（AIサービス提供者）は、委託者のインプット、プロンプト、アップロード資料、ならびにアウトプット（以下総称して「利用データ」という。）を、本サービス提供に必要な範囲を超えて利用してはならない。
2. 受託者は、利用データを、(i) 汎用モデルの学習・再学習、(ii) 他顧客向けサービスの改善、(iii) 受託者又は第三者の分析・広告・生成物作成、の目的で使用してはならない（匿名化・統計化を含む）。

（ログ・監査）

3. 受託者は、利用データへのアクセス、処理、外部送信のログを保存し、委託者から合理的に求められた場合、監査に必要な範囲で提示する。
4. 受託者は、重大インシデント（不正アクセス、漏えい、誤送信等）を知った場合、遅滞なく委託者へ通知し、原因究明・再発防止に協力する。

（根拠：契約チェックリストがインプット取扱い、ログ保存、監査条項を明確に論点化。³⁹ AI事業者ガイドラインがガバナンス改善を求める。⁴²）

“誤り・侵害リスク”の責任配分条項（生成物を意思決定に用いる場合）

（出力の性質と検証）

1. 当事者は、生成AI等の出力が不完全又は誤りを含み得ることを理解し、重要判断（ロイヤルティ算定、侵害判断、解除判断、FRAND条件提示等）に利用する場合、出力の根拠（参照資料・計算過程）を確認する。

（第三者権利侵害に関する取扱い）

2. 受託者が本サービスにより生成するアウトプットが第三者の知的財産権を侵害したことにより委託者に損害が生じた場合、受託者は委託者を防衛し、合理的費用及び確定損害を補償する。ただし、委託者が受託者の指示に反してデータを投入した場合等、帰責事由が委託者側にあるときはこの限りでない。

（背景：リーガル領域でも誤りが残ることを評価研究が示す。⁷ 誤りが裁判手続で制裁対象となる事例。⁸）

国際紛争を見据えた“特権・秘匿の保全”条項（社内ポリシー条項／共同研究契約の別紙にも転用可）

（法的助言情報の取扱い）

1. 当事者は、弁護士又は弁護士に準ずる専門家からの助言、訴訟・仲裁・当局対応に関する検討資料（以下「秘匿対象情報」という。）を、公開型の生成AI等に入力しない。
2. 当事者は、秘匿対象情報を生成AI等で取り扱う必要がある場合、当該AI等が秘匿性を阻害しない運用（専用環境、アクセス制御、学習不使用、保存期間制限、ログ管理）を採用する。

（根拠：公開AIとのやり取りが特権・ワークプロダクト保護を欠くと判断された事例。 43）

SEP/標準必須領域への追加提案

技術ライセンスの中でもSEP/FRANDは、交渉が定量化・制度化されており、AIの価値が出やすい一方で、誤りが「訴訟の中核争点」になりやすい。日本にも大合議判決の枠組みがある以上、AI導入は「計算の自動化」よりも「説明の自動化（根拠パッケージ化）」を主目的に設計すべきである。 44

具体的には、(a) 参照した比較ライセンスの抽出根拠、(b) 必須性評価の前提データ、(c) 標準文書・寄書の対応付け、(d) アポーションメントのロジック、をログとして残すことを必須要件にする。

一次資料リスト

日本語で入手可能な一次資料（法令・政府文書・公的ガイド）と、米国側の一次資料（裁判例・官庁文書）を、知財ライセンス実務に直結する順に掲げる。

日本（一次資料）

- ・内閣府：AI法（人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律）の概要ページ。 4
- ・e-Gov法令検索：AI法条文。 45
- ・経産省：AI事業者ガイドライン（第1.2版）関連ページ（報告書・活用の手引き等）。 46
- ・経産省：AIの利用・開発に関する契約チェックリスト（2025年2月）。 24
- ・経産省：AI利活用における民事責任の解釈適用に関する手引き（2026年4月）。 47
- ・経産省：AI・データの利用に関する契約ガイドライン（1.1版）。 23
- ・経産省：営業秘密管理指針（不競法に基づく三要件の整理）。 33
- ・特許庁：AI技術活用アクション・プラン（令和7年度改定版）。 48
- ・文化庁：AIと著作権（考え方／チェックリスト等）ページ。 49
- ・日本弁理士会：弁理士業務AI利活用ガイドライン。 29

米国（一次資料）

- ・Trinidad v. OpenAI (N.D. Cal. 2026/1/5) 営業秘密性否定 (DTSA) 判断を含む命令 (PDF)。 50
- ・United States v. Heppner (S.D.N.Y. 2026/2/17) 公開AIとのやり取りの秘匿特権否定 (memorandum, PDF)。 51
- ・Mata v. Avianca (S.D.N.Y. 2023/6/22) 生成AI誤引用に関する制裁の代表例 (PDF)。 8
- ・Federal Circuit：Ericsson v. D-Link (2014/12/4) SEP/FRAND損害賠償・陪審指示 (Opinion, PDF)。 52
- ・Ninth Circuit：Microsoft v. Motorola (2015/7/30) RAND条件・契約責任 (Opinion, PDF)。 53
- ・ABA：Formal Opinion 512 (2024) 生成AI利用と弁護士責任 (公表ページ)。 11

補助的だが重要な検証資料

- Stanford RegLab/Stanford HAI：主要リーガルAI（RAG型）に関する信頼性評価研究（PDF）。 7
- Damien Charlotin：AIハルシネーション裁判例データベース（件数明記）。 9

1 12 34 50 <https://cases.justia.com/federal/district-courts/california/candce/4%3A2025cv06328/453685/74/0.pdf>

<https://cases.justia.com/federal/district-courts/california/candce/4%3A2025cv06328/453685/74/0.pdf>

2 <https://hai.stanford.edu/news/ai-trial-legal-models-hallucinate-1-out-6-or-more-benchmarking-queries>

<https://hai.stanford.edu/news/ai-trial-legal-models-hallucinate-1-out-6-or-more-benchmarking-queries>

3 4 19 26 32 https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_act/ai_act.html

https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_act/ai_act.html

5 25 <https://www.meti.go.jp/press/2026/04/20260409001/20260409001-2.pdf>

<https://www.meti.go.jp/press/2026/04/20260409001/20260409001-2.pdf>

6 14 53 <https://cdn.ca9.uscourts.gov/datastore/opinions/2015/07/30/14-35393.pdf>

<https://cdn.ca9.uscourts.gov/datastore/opinions/2015/07/30/14-35393.pdf>

7 https://dho.stanford.edu/wp-content/uploads/Legal_RAG_Hallucinations.pdf

https://dho.stanford.edu/wp-content/uploads/Legal_RAG_Hallucinations.pdf

8 <https://www.law.berkeley.edu/wp-content/uploads/2025/12/Mata-v-Avianca-Inc.pdf>

<https://www.law.berkeley.edu/wp-content/uploads/2025/12/Mata-v-Avianca-Inc.pdf>

9 <https://www.damiencharlotin.com/hallucinations/>

<https://www.damiencharlotin.com/hallucinations/>

10 11 36 <https://www.justice.gov/archives/opa/pr/justice-department-us-patent-and-trademark-office-and-national-institute-standards-and>

<https://www.justice.gov/archives/opa/pr/justice-department-us-patent-and-trademark-office-and-national-institute-standards-and>

13 17 41 43 51 https://www.akingump.com/a/web/ssTGsd5NHbtZ1onzXQMTye/1_25-cr-503-27-memorandum.pdf

https://www.akingump.com/a/web/ssTGsd5NHbtZ1onzXQMTye/1_25-cr-503-27-memorandum.pdf

15 52 <https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/13-1625.opinion.12-2-2014.1.pdf>

<https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/13-1625.opinion.12-2-2014.1.pdf>

16 49 <https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/aiandcopyright.html>

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/aiandcopyright.html>

18 28 <https://www.bakerlaw.com/insights/federal-circuit-ai-cannot-be-named-inventor-under-patent-act/>

<https://www.bakerlaw.com/insights/federal-circuit-ai-cannot-be-named-inventor-under-patent-act/>

20 https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/index.html

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/index.html

21 22 42 https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/pdf/20260331_2.pdf

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/pdf/20260331_2.pdf

23 https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/connected_industries/sharing_and_utilization/20200619001.pdf

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/connected_industries/sharing_and_utilization/20200619001.pdf

24 39 https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/connected_industries/sharing_and_utilization/20250218003-ar.pdf

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/connected_industries/sharing_and_utilization/20250218003-ar.pdf

27 48 https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/ai_action_plan/document/ai_action_plan-fy2025/plan_fy2025.pdf

https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/ai_action_plan/document/ai_action_plan-fy2025/plan_fy2025.pdf

29 <https://www.jpaa.or.jp/cms/wp-content/uploads/2025/04/Als-services-guideline.pdf>

<https://www.jpaa.or.jp/cms/wp-content/uploads/2025/04/Als-services-guideline.pdf>

30 <https://www.jpaa.or.jp/cms/wp-content/uploads/2025/04/Als-services-article75.pdf>

<https://www.jpaa.or.jp/cms/wp-content/uploads/2025/04/Als-services-article75.pdf>

31 44 https://www.courts.go.jp/ip/eng/assets/ip/eng/chizai_en/chizai_en-pdf-1141.pdf

https://www.courts.go.jp/ip/eng/assets/ip/eng/chizai_en/chizai_en-pdf-1141.pdf

33 <https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/r7ts.pdf>

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/r7ts.pdf>

35 <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kousou/2026/dai1/sanko5.pdf>

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kousou/2026/dai1/sanko5.pdf>

37 38 46 https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/20260331_report.html

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/20260331_report.html

40 47 <https://www.meti.go.jp/press/2026/04/20260409001/20260409001-1.pdf>

<https://www.meti.go.jp/press/2026/04/20260409001/20260409001-1.pdf>

45 <https://laws.e-gov.go.jp/law/507AC0000000053>

<https://laws.e-gov.go.jp/law/507AC0000000053>